



飲食店等の みなさまへ

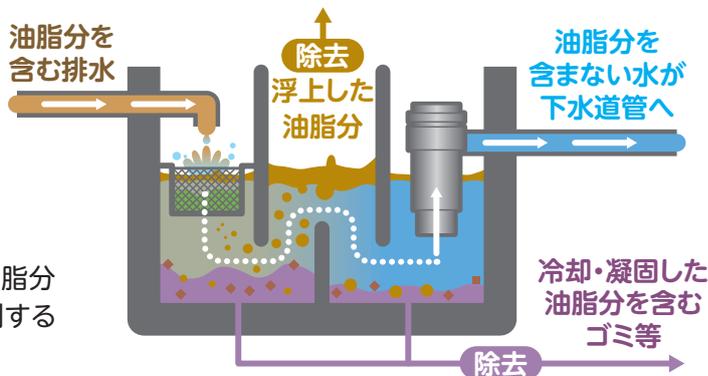
グリース阻集器の設置が 義務付けられています

※ 郡山市下水道条例施行規程第4条第5号
※ 建築基準法関係規定(昭和50年建設省告示第1597号)

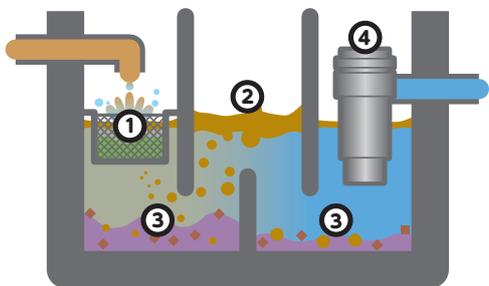
グリース そしゅうき 阻集器とは

排水に含まれる油脂分が
下水道管に流出するのを
防ぐための装置で、
グリーストラップとも
呼ばれます。

阻集器内で排水を滞留させ、浮上もしくは凝固した油脂分
を取り除くことで、下水道管に油脂分が流出するのを抑制する
仕組みになっています。



グリース阻集器は 定期的に清掃して ください!



阻集器の清掃を怠ると本来の機能が果たせなくなり、下水道管の
詰まりの原因になってしまいます。

専門業者に依頼して行う清掃だけでは頻度が足りないので、以下
の清掃回数を参考に、**グリース阻集器の使用者または所有者**
が**定期的に清掃を実施してください。**

- | | | | |
|--|---|--|--|
|
① バスケット
日/1回
バスケットを取り外し、
中のゴミを捨てる。 |
② グリース(油脂分)
週/1回
浮上もしくは凝固した
油脂分を取り除く
※油脂の使用が多い店舗
では日1回。 |
③ 阻集器内の清掃
1ヶ月/1回
阻集器の壁面や底
に付着したゴミ等を
取り除く。 |
④ トラップ
2~3ヶ月/1回
掃除口のキャップを
外し、中のぬめり
を取り除く。 |
|--|---|--|--|

※掃除口のキャップは、忘れず元の位置へ。



注意点

- ※ グリース阻集器内の排水中に、空気を送りこむ装置を取り付けないでください。
- ※ 清掃に伴い発生したゴミは、廃棄物に関する法律に従い処分してください。
- ※ グリース阻集器の上部や周辺には物を置かず、清掃しやすい環境にしてください。

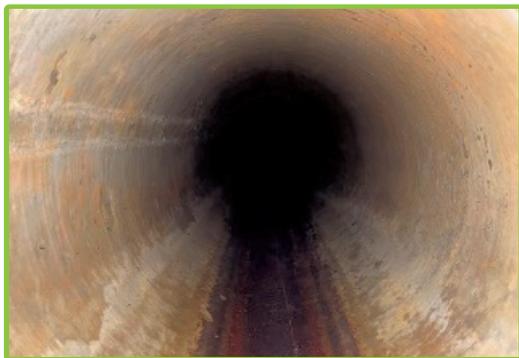


グリース阻集器を 清掃しないと…?



下水道管に流出した油脂分は冷えると固まり、新たな油脂分が流れ込んでくるとさらに蓄積していきます。最終的に下水道管内が堆積物で一杯になると、その地点から下流側に下水道が流れない状態、いわゆる「下水道管の詰まり」が発生してしまいます。

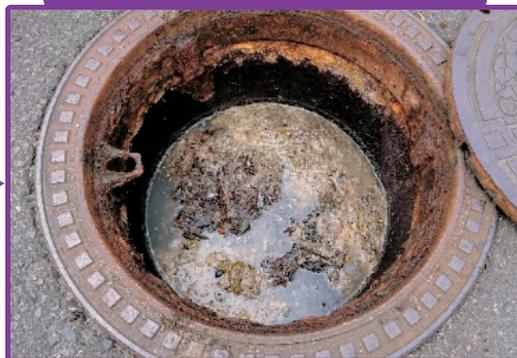
そのほかにも、グリース阻集器の**定期的な清掃を怠ると**「悪臭や害虫の発生源」になってしまう可能性があります。



正常な下水道管とマンホール内部



油脂分が付着した下水道管とマンホール内部



下水道管が詰まることによる影響

詰まった箇所周辺では、マンホール等から汚物が漏れ出たりするなどして、**住宅内や周辺地域の衛生状態が悪化する**ほか、詰まりを解消するために多額の清掃費用が発生します。

なお、本管詰まりの原因者が特定された場合、原因者に対して**清掃作業に要した費用の負担**を求める場合があります。



清掃作業中



高圧洗浄



グリース阻集器の清掃・宅内排水管に関するお問合せ

郡山市上下水道局お客様サービス課排水施設係

郡山市豊田町1番4号(郡山市上下水道局1階)

TEL:024-932-7666

E-mail customerservice@city.koriyama.lg.jp